

成育医療等の提供に関する主な施策

記録の収集等に関する体制等

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | |
|-----------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備 | 健診・検診情報 | | | | | | | |
| | 乳幼児健診・妊婦健診 | ● | | | | | | |
| | 特定健診 | | ● | | | | | |
| | 事業主健診（40歳未満） | | | | | ● | | |
| | 自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診 | | | | ● | | | |
| | 学校健診（私立等含む小中高大） | | | | | | ● | |
| | 予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌 | ● | | | | | | |
| | 安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備 | | ● | | | | | |
| より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討 | | | | | | | ● | |

● マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）

● マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）

法制上の対応・システム改修
● マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）

データ標準化、システム要件整理
システム改修
● マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）

標準的な記録様式の策定
実証実験、システム改修
システム整備でき次第、随時提供開始
● マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～）

● 2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～）

※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用
※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に

ガイドライン整備
● マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）

業界団体等と連携したより高い水準のガイドラインの整備
業界団体等と連携した第三者認証の立ち上げ
● 適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）

マイナポータルの利便性向上に向けた取組
ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む）
● 検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）
※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に

- 母子健康手帳の様式については社会情勢の変化や保健医療福祉制度の変化等に伴い改正を行ってきた。
- デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルズ時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催し、電子化すべき情報等について中間報告書がとりまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところである。一方で、母子保健情報について、乳幼児健康診査の内容の標準化や、情報の連携や利活用の在り方等については引き続き検討が必要な事項とされている。
- このような社会的状況の変化等を踏まえ、今般、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、学識経験者・関係団体代表者等の協力を得て、厚生労働省子ども家庭局長の下に、本検討会を開催するものとする。

構成員

| | | | |
|--------|--|--------|---|
| 安宅 満美子 | とりこえ助産院 助産師 (公益社団法人日本助産師会 推薦) | 中山 まき子 | 同志社女子大学現代社会学部 特任教授 |
| 石田 淳子 | 府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長 (全国保健師長会 推薦) | 濱田 圭子 | 兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長 (公益社団法人日本看護協会 推薦) |
| 伊藤 早苗 | 岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 (全国町村会 推薦) | 三浦 清徳 | 長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科婦人科学教室 教授 (公益社団法人日本産婦人科学会 推薦) |
| ◎ 岡 明 | 埼玉県立小児医療センター 病院長 | 三平 元 | 医療法人社団すこやかおやこ 理事長 (公益社団法人日本小児科医会 推薦) |
| 小林 徹 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長 | 森田 圭子 | 特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事 |
| 末松 則子 | 三重県鈴鹿市長 | 山縣 然太郎 | 山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授 |
| 鈴木 俊治 | 日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 (公益社団法人日本産婦人科医会 推薦) | 山本 秀樹 | 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事 |
| 永光 信一郎 | 福岡大学医学部小児科 主任教授 (公益社団法人日本小児科学会 推薦) | 渡辺 弘司 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |

(50音順・敬称略。◎は座長)

主な論点

- ・ 母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・ 母子健康手帳の役割 について、どのように考えるか。
- ・ 多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等 多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。
- ・ 母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスはあるか。

スケジュール

- (1) 母子健康手帳の見直し方針について (夏頃を目途に検討)
⇒ **令和5年度以降、各市町村において新様式の母子健康手帳を交付**
- (2) 電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について (年度内に方向性を検討)

1. 全体的な事項について

(1) 母子保健情報・母子健康手帳の電子化について

- ・現状：令和2年度以降、マイナポータルを通じて一部は閲覧可能
- ・今後の対応：
 - ・母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、**令和7年度を目標時期として**地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえ、マイナンバーカードを活用した**母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備**を進めていくことが適当
 - ・**令和5年度以降**、保護者に対する育児等の情報 **（任意様式）について、主として電子的に提供**することが適当

(2) 名称について

- ・父親の育児参加等の観点から変更すべきとの意見の一方、現在の名称の定着を理由に変更すべきでないとの意見
⇒ **「母子健康手帳」の名称は変更しない**
- ・複数の自治体で既に他の名称を併記 ⇒ 市町村が独自に名称を設定し併記できる旨を、今後厚労省において周知

2. 個別の事項について

母親

- ・心や体のことで悩みがある場合に地域の**子育て世代包括支援センター等に相談するよう促す記載**を追加
- ・**産後ケア事業に関する記録欄を追加**し、関係者間での実施状況等の共有を推進
- ・妊婦健診の標準的な**検査の内容や意義等について情報提供を充実**、検査陽性の場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加

父親や家族

- ・**父親や家族が記載する欄を増加**
- ・家族の多様性を踏まえ、**適切な範囲で「保護者」という表現に改定**

子ども

- ・成長発達の目安の記載項目について、両親が不安にならないよう注釈を追加。あわせて、追加する項目の考え方を整理
- ・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性の観点から、任意様式に**学童期以降の健康状態の記録欄**を追加

その他

- ・多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、**多様性に配慮した情報提供を充実**
- ・妊婦や保護者を自治体などの必要な支援に適切につなげられるよう、**相談窓口の連絡先等をわかりやすく情報提供**
- ・災害時への対応として、**避難場所の連絡先や平時からの備えなどについて情報提供**

「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書（令和5年3月14日）

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状：H30年検討会にて母子保健情報（妊婦健診、3～4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部）の標準的な電子的記録様式を策定、R2年度からマイナポータルで閲覧可能

➡ **マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充**

＜現時点で新たに追加すべき情報（例）＞ ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報：妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報：新生児訪問指導等、屈折検査（3歳児健診）、歯の汚れ・形態・色調（1歳6か月・3歳児健診）

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診（個別健診）を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

| | 現行のプロセス | 主な課題 |
|---------|--------------------|--------------------------------------|
| 健診情報の流れ | 保護者が問診票に回答～医療機関で確認 | 問診票が紙で運用⇒問診票の確認までにタイムラグ |
| | 健診実施～自治体への結果報告 | 紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない |
| | 報告された結果のデータ化 | 83.5%の市町村で職員がデータ入力⇒業務負担、システムの財源確保が課題 |
| | データの情報管理 | データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※ |
| | データの利活用 | データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱いなどの仕組みが未整備※ |
| | マイナポータルへの情報登録～閲覧 | 閲覧可能な母子保健情報の充実が必要 |

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

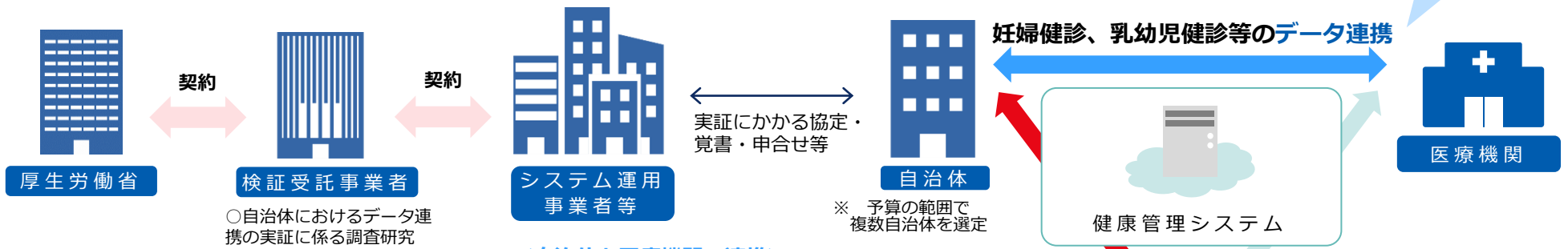
1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



(事業の流れ)

- ① データ連携の実証事業に係る調査研究を行う事業（検証受託事業者）の調達
- ② 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ③ 当該自治体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で契約
⇒ 検証実施

<自治体と医療機関の連携>

- ▶パターン① 自治体の健康管理システムの改修
- ▶パターン② 医療機関の電子カルテシステムの活用
- ▶パターン③ PCやタブレット端末の活用

<自治体と妊産婦等との連携>

- ▶パターン④ 母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの導入

※ PHRの観点より、個人が自らの保健医療情報を管理できるように、マイナポータルを活用した情報共有・連携について検討すること。

3 実施主体等

- 【実施主体】民間団体（公募により決定）
- 【補助率】定額

1 目標

- 母子保健情報の各プロセスについて、現状の把握を行った上で課題を整理し、課題に対する実現可能な対応策の検討や提示を行い、母子保健情報のデジタル化、DX化に向けた施策の検討に資する知見を得ることを目標とする

2 求められる成果

- 母子保健情報の発生から利活用に至るまでの一連の流れ（妊婦健診や乳幼児健診等の健診等実施時の結果の記録、医療機関から自治体への情報共有、（紙媒体等で提供された場合等の）情報の電子化、情報の管理、行政等によるデータの利活用、といったプロセスや、医療機関のカルテ情報等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、母子保健情報のデータ規格の標準化の推進等の取組、など）について、医療機関や自治体等における各プロセスの現状を明らかにし、課題を分析し、提示すること。
- 自治体や民間事業者のヒアリングや事例収集等を通じて、上記で整理した各プロセスにおける課題に対する実現可能な対応策を、複数パターンで検討・提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を実際に利活用することにより、母子保健情報の具体的な利活用事例を複数提示すること。また、その他、実現可能な母子保健情報の利活用の方法について整理し提示すること。
- 自治体等の行政が保有する母子保健情報を、自治体や国において事業や政策等に利活用する方法の検討と利活用する際のマニュアルや支援ツールを作成すること。

3 研究費の規模等

- 研究費の規模：1課題当たり年間20,000千円程度※（間接経費を含む）
- 研究実施予定期間：令和5年度～令和7年度
- 新規採択課題予定数：1課題程度※

※ 研究費の規模等はおおよその目安。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがある。